

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成27年9月7日(月)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	水野智見
	委員	飯田雅広	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室 推進長	服部康彦	政策推進課 推進長	黒川静一
	総務部長	江上文啓	総務部兼 安心安全課 部長	伊藤啓二
	総務課長	浅野幸司	民生部長	鈴木利彦
	民生部兼 健康推進課 部長	大橋幸一	民生部兼 高齢介護課 部長	橋本浩之
	子育て推進課 課長	寺西孝	住民課長	鈴木敬
	教育長	石垣武雄	教育部兼 教育課 部長	岡村智彦
	生涯学習課 課長	伊藤保光		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事務局長	金山昭司
	係長	飯田和泉	書記	服部有規
付託事件	議案第44号	表彰について		
	議案第45号	蟹江町個人情報保護条例の一部改正について		
	議案第46号	蟹江町手数料条例の一部改正について		
	議案第47号	蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について		
	議案第48号	字の区域の設定について		

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしたところ、定刻までに参集いただきまして大変にありがとうございます。

それでは、座らせていただきます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔に明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いします。

最初に、議案第44号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

おはようございます。

私のほうからは補足説明はございません。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 松本正美君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 奥田信宏君

質疑というよりもちょっとお聞きをしておきたいんですが、10番目、内田工業株式会社さんから保育所遊具2基を寄附ということになっていますが、お名前お聞きしたような会社では余りないし、どういう関係でこの遊具を2基寄附いただいたのか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

こちら蟹江保育所の年長児の保護者様が内田工業にお勤めでございました。保育所に変にお世話になったので勤務先と相談して、すなわち内田工業さんと相談して遊具を寄附したいという旨のご相談が最初ございました。

そして、内田工業さんは遊具のトップメーカーでございまして、このあたりでございまして

と木曾三川公園であるとか、刈谷のハイウェイオアシスの遊具等を入れていらっしゃるトップメーカーでございます。

こちらのまた内田工業さんの社長様と専務様が蟹江高校の1回生というご縁もございまして、会社でご相談の上、蟹江保育所のほうに遊具をご寄附いただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第44号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、民生部次長兼高齢介護課長、子育て推進課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時04分)

○委員長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時05分)

○委員長 松本正美君

次に、議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

いろいろ、これは本日の個人情報の保護条例ということですがけれども、このマイナンバーに関してさまざまな変化がやっぱりあるかと思うんですが、非常に私、議員の立場として

もわかりにくい部分も多いことなのですが、以前に説明も協議会やその他であったかもしれませんが、一応ちょっと体系的な確認というか、知識のためにお伺いするんですが、特定個人情報ファイルというのが今ここに、1ページにも出てくるんですけども、この特定個人情報ファイルというファイルの中にはアとイが入っているということで、個人番号、もちろん今回つくられた個人番号ですけども、この個人番号は国のほうでみんなつけてきているんですかね。

ちょっとどこで誰がつけているのかよくわからないんですけども、まず、誰がつけて、個人番号というものがこのファイルには入っていて、そしてこのイのところには、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号がここの中に入っているよと。どういう形のものかはちょっとよくは理解できないんですけども、いわゆるこれが特定個人情報ファイルということなのですが、この特定個人情報ファイルは前に江上総務部長の説明ですと、蟹江町のサーバーで管理をして、そしてまた国のほうでも同じようなものを管理するというようなことで間違いないのか。

まず、その管理ですけども、そのような管理ということでまず確認ですけども、間違いがあるといけないので、どこがどういうふうにかこれを持っているのかということですね。

それから、もう一つは、このファイルは文書化するということが書いてあるんですが、これはファイル簿を作成し、これを公表するみたいなことも書いてあるんですが、これは同時にコンピューター内部における情報の包含とあわせて文書においてもそれを作成して、どこかで保管、管理するというやり方なんですかね。

まず、その管理のところだけ第一段階として教えてほしいんですけども。

○総務課長 浅野幸司君

今のご質問の特定個人情報ファイルの関係でございますけれども、このところで第8号のところで規定がございまして、アとイとございます。

まず、そちらのご説明のほうから簡潔にご説明させていただきます。

アのほうの個人番号につきましては、この番号法に基づくところの個人番号のことでございます。

わかりづらいのはこのイのほうでございますけれども、これは個人番号に対応して個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号という、非常にわかりづらい表現でございますけれども、これは先ほどの先生のどこで情報を管理するかというところにも関連してくるんですけども、まず町のほう、蟹江町の中にサーバーが1つ、データを保有する機械がございます。

あわせてこの前全協のほうにも少しご説明をさせていただきましたけれども、国のほうに地方公共団体情報システム機構という国のところでもってサーバーがございます。それぞれのサーバーのところデータをやりとりするんですけども、これがいわゆる個人番号とし

て生の個人番号12桁の番号でやりとりすると、非常にセキュリティーの部分で問題があるということで、データ化をしまして、暗号化ですね、暗号化、符号化をしまして、それをやりとりするという、いわゆるセキュリティー上の問題でそういう形にやりとりをするということになっております。

したがいまして、町にあるサーバー、そして国のほうにあるサーバーのところそれぞれファイアウォールというか制御を、データのやりとりをする際に、いろんなそのデータが不良なものじゃないかどうかも含めて二重、三重のチェックをしているということでございます。

あと、どういう形でそこで保管するかということでございますけれども、まず基本的にはデータでそれぞれの各地方自治体、そして国の機関、税務署等のところも含めていまして、データで保管するんですけれども、ときには場合によっては紙ベース化しまして、源泉徴収票等は紙ベース化する形になると思います。紙ベース化するところで個人番号というのが表記されるということもございますので、全てがデータ化ということじゃございません。利用上は紙ベースもあるということでございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうすると、あくまでもこの管理はコンピューターの中において国と自治体と同じものを同時に管理していて、国と蟹江町が例えばどういう個人データのやりとりが必要なのかということも具体的にはよくわからないんですけれども、それは照合とか問い合わせとか何かのときに暗号化するというやり方なのか、それとももう既に3万7,000人なら3万7,000人の蟹江町に人がいて、そこに番号がみんなついていて、この番号は全部暗号化されて、また保管されているというふうに考えればいいんですか。1つは。

それともう一つは、暗号化するという作業もこれは国がやるんですか、町がやれるんですか。国がやるんですか、どこかちょっとわからないんですけれども、それともう一つは、今は課長のお話ですと、必ずしもこれはペーパー化していなくて、必要に応じてペーパー化するんであって、あくまでこれは、これざっと読んでみると、これをペーパー化するというふうにかかれていいるものだから、そういうふうかなと思ったんですけれども、そうではないということで、ペーパーで管理するということはあくまで基本的なことではないということなんです。

その暗号のことと、それから番号をどこが作成、国が作成しましたか、もう蟹江町の番号も全部、その機構のほうで、日本全国一律機構のほうで作成して、それで蟹江町の人は何番ですよと全部言ってきたと。だから、町民にこれから報告すると、そういうことなんですね。

じゃ、その暗号化の部分についてちょっと全部が暗号化されているのか、必要に応じて情報をやりとりするときだけ暗号化するのか、どういうやり方になるんですか、それは。

○総務課長 浅野幸司君

暗号化の件でございますけれども、基本的には個人情報、ある、例えば蟹江町にいらっしゃる方がどこかの市に転出なさったりする場合、その方についている個人情報を国の機関を経由して転出先の市町村側が受け取るということになりまして、その個人番号で、基本的には12桁の個人番号でこの方だなという特定を突合する、いわゆる本人確認をするための番号として使うというのが原則。個人の特定がしやすいということが一番、この制度上のメリットでございます。

その12桁の番号、今、先生おっしゃったように国のほうで既に蟹江町の住民の方々にも12桁の番号は付番されておりまして、それを来月10月から送付されるという今予定を組んどうと思っておりますけれども、その付番される12桁の番号を生で、例えば転出時のところでやりとりすると非常に漏えいの可能性があるということで、それを12桁の番号をいわゆる暗号化、付番化することによって、第三者が仮に、入り込むことはもう原則できない、システム上に入り込むその余地はないという設定なんですけれども、仮にそれをとっても、何の付番のどういふ番号かというのは全然個人番号の12桁に戻せないというような、いわゆる暗号化の付番でございます。

ですので、その付番のほうをお互いやりとりすることによって、付番が何番だというものの、いわゆる別の情報を突合せさせるための情報をそれぞれが持っているということですので、やりとりする番号、データそのものは付番化された暗号をやりとりすることによってございますので、それがほかの方に漏えいする危険性、もし仮に漏えいしたとしても個人を特定する番号にはならないということの意味の取り扱いでございます。

以上です。

○委員 中村英子君

私が今聞いていることは、じゃその番号と同時にもう付番化されとるんだねということを知っている。付番化されて、それでやりとりされとるんだね、必要に応じてやるんじゃないんだねということ。

だから、今番号が12桁個人にありました。中村なら中村とありました。もうそれは付番化されたものがあって、その他行政間はその付番化されたもので、常にこの人はやりとりすると、そういうやり方なんですか。そうではなくて、やりとりする必要があったときに付番化するのかということを知ったわけ。

だから、じゃもう常に付番化されたものを持っているということになるんですね。同時に番号と付番化されたものがあって、その付番化番号で行政内部の情報だから、それは一般の人にはわかんないけれども、それでまずやりとりすることなんだね。

それともう一つは、じゃ今のお話ですと、例えばどこかのほかの市に転居しましたと、そのときは一々それも国のほうにこの人はA市におりましたけれども、蟹江町からB市に行き

ましたと、そのB市に行ったときも、今まででしたら住民票とか窓口を持って行って、そちらの窓口の住民課に行くわけですけれども、そこで記載されるんですが、今度は、その作業も必要かもしれませんけれども、ある個人がA市からB市に移ったということも、一応じゃ今のお話ですと国を通じて行政内部は処理されるということなんですか。国のサーバーと同時に、いつも国のサーバーと市町が持っているサーバーというものがイコールであるとするなら、常時それをやらなきゃおかしくなっちゃうので、一々それも国のほうのサーバーに經由してそれをしていくという物事のやり方なんですか。

○総務課長 浅野幸司君

そのご質問のデータのやりとりの関係については、今、議員おっしゃったように直接番号を用いずに符号化された番号をやりとりするということです。

国のほうのJ-LISというんですけれども、そのシステム機構のほうはある意味イメージ的には經由して、そこを經由しながらきちっといろんなデータの瑕疵がないかという制御をしながら、經由しながら各市町村のほうにデータが流れるというイメージでございます。

ですので、ずっとその国のほうにそのデータが滞留しとるとか、そういうことになりますと、全国ものすごくデータの市町村ごと、市町村と国とのやりとりが多くなりますので、データがそこで滞留するということになると、ものすごく容量上も多分出てくると思いますので、それはもうそこでは滞留しない状態で、經由して各市町村に出すと。実際の流れとしては、その個人番号のカードを恐らく市町村のほうに転出先に持っていかれると、その番号といわゆる個人特定がすぐできるということの多分流れ、実務的な流れになると思います。

あと、付番のその符号化の話なんですけれども、それはどの段階で、ちょっと私も機械的なところは、どの段階でその暗号化の付番がつくかはちょっとわかりかねるんですけれども、12桁の個人番号を、各住民の方についてみえる12桁の番号が動くときに恐らく付番、いわゆる暗号化をして、その暗号でもって市町村、もしくは国とのやりとりがあるということだと思えます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

それで、将来的にはこの番号によってさまざまなことをこの個人の情報をネットワークと
いうか、統一とかしていこうということなんですよ。

それで、しかしながら基本的にはこの特定個人情報ファイルというものに入る中身、個人情報の中身ですけれども、これはあくまでも個人番号とその対応した符号であって、それで、その他の情報、さまざまな情報というものがあると思うんですけれども、そういうものはあくまで特定個人情報ファイルというところには入らなくて、それは別の実施機関で、何か必要のある機関がそれを利用しようとするときには、その実施機関、例えば年金なら年金とか、それから税だとか、介護だとかいろいろなのは、それを実施する機関、介護課なら介護課、

そこがその個人番号をこのファイルを提供してもらって、その提供されたファイルの中で番号管理するというやり方に物事はなっているんであって、もともとのこのファイルそのものには、この個人番号と今の符号しか入っていないというやり方でずっとこれはなっていくんですか。それともこのファイルの中にはいろんなものが付加されて、一つの個人の情報として蓄積されていくのか、どういうことなんですかね、そのあたりは。

○総務課長 浅野幸司君

やりとりするところでのお話でございますけれども、ここに今回の一部改正の条例案のところの1番1ページの第5号から……

(「何ページでしたか」の声あり)

最初の1ページでございます。

先ほどの中村委員のご質問ですと、ここの(8)の8号の特定個人情報ファイルの話が主でございますけれども、実際、今回この条例の一部改正のこの中身の大きく2つございます。

まず1つは、番号法、国のほうの番号法の施行に伴って、こういった特定個人情報という、ここの第5号のところでございますけれども、ここのこういった情報、特定個人情報といういわゆる文言の新設、いわゆる番号法の施行に対して条例側のところも一部改正、それに合わせてするというのが今回の一部改正の上程のこれは趣旨でございます。

中身としまして、非常にこれわかりづらい部分がいっぱいあるんですけども、まず大きく2つ、先ほど申し上げました個人情報の番号法の施行に伴って、そういった条例側の個人情報保護条例のところのいわゆる定義の整合性を高めるという、番号法に合わせるということがまず一部改正の趣旨の一つでございます。

もう一つは、後段にずっと出てくるんですけども、開示請求、先ほどの特定個人情報のそういった開示の請求の規定をつくりまして、こういった方に開示請求権があるかというのをしっかりとこれで条例上定めるといものがございます。大きくこの2つがございます。

そのような中で、先ほどの特定個人情報のいわゆる番号法の規定するところの情報とか、そのほかのいろいろ保有特定個人情報とかございますけれども、実際この7号の保有特定個人情報というのは、ここにありますように「実施機関が保有し」と書いてあります。だから蟹江町が保有し、例えば税情報とか、そういった蟹江町が保有しております個人情報等のところも、こちらのほうの保有特定個人情報という定義をつけております。

そういうのをいわゆる総括的に先ほど申し上げました番号法の施行によって総体的に、総括的に市町村同士、市町村と国同士がいろいろデータの連携を個人番号をもとにいろいろ突合、やりとりされるということでございますので、こういった情報のところもそれに付随して、それぞれ、例えば蟹江町の税情報がどこかに提供される、税務署のほうの国税の情報が私どもにいただける、各市町村のところのいろんな情報を特定個人情報と突合させて、個人番号と突合させてデータを、情報をやりとりするというのが本来の趣旨でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

もうちょっとわかりにくくて悪いんですけども、開示の問題もちょっと聞こうと思ったんですが、これには開示することができる人、本人と代理人というふうに書かれているんですけども、そうしますとこの開示は保有している保有特定個人情報なので、実施機関が保有しているものになってくると、今のお話ですと、税は税で保有し、町は町で保有しということで各機関で保有しているということになってくると、この開示の対象になったり、開示する先というのは1カ所で全部じゃなくてばらばらで、それぞれの機関にばらばらで自分が開示してほしいということは、それぞれの保有しているところに対して個人情報を開示してほしいというやり方になるということになるんですか。ちょっとその辺が統一性はどうかということが、ちょっとイメージしにくいものですから。

○総務課長 浅野幸司君

開示の関係でございます。手元の条例案の23ページ、24ページあたりに一部改正要点で開示の関係の請求権の関係のところがございます。第12条以降のあたりでございますけれども、その中で本来今まで個人情報、私どもの蟹江町の個人情報保護条例というのは当然ございまして、その中に開示請求権であります。既に今もあります。

従来は個人情報のところの開示のみということだったんですけども、こういった今回番号法の施行に伴っていろいろ内容の文言整理とか、内容的な部分も含めて開示、本人にかかわっても開示請求できる者をこれでいろいろ定めたということでございます。

今回大きなこの変更されたところで、この保有個人情報の開示義務ということでいろいろありますけれども、原則今までよりは未成年もしくは成年被後見人の法定代理人のみだったんですけども、今回のこれに合わせて本人の委任による代理人というのを追加、追加というか開示請求できる方がふえたというか、範囲を広げたということでございます。

それで、先ほど先生おっしゃったようにもちろん開示、保有個人情報というのは、一番最初でございますように、実施機関が保有し、いわゆる管理しとることですので、それは当然蟹江町ですと蟹江町の税情報とか、それぞれ市町村独自で住民の方の大切なそういう情報を持っているところの部分につきましてはこういった形で代理の請求、本人の委任状による代理人も開示請求に加えるということになります。

ですので、何度も申し上げますけれども、そこは保有、そのデータを持っているところの市町村もしくは国、所管庁のところの話でございます、に対して開示請求をするということでございます。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

私もちょうど開示のことでちょっと聞いていきたいと思ったので、今までが法定代理人で

したよね、これ14ページの第12条、それが結局本人の委任による代理人ということで、今、課長さんが言ってみえたみたいに、いわゆる未成年の場合の代理権、別についてなんですが、ただ今までよりも結局法定代理人以外の代理人を認めるということは、委任状さえ持っていれば、結局その間口を広げたというふうにとってもいいのかなどうか。

これずっと読んでいると、この代理人だったらものすごく、逆に言うと広がってしまうなという感じがしたので、これはそういうふうにとっていいのかなどうか、まず1つお聞きしたいんですが。

○総務課長 浅野幸司君

開示請求の関係は、先ほど冒頭に申し上げたように、今までは第12条のところで未成年者または成年被後見人の法定代理人ということだったんですけども、それがこれで今回の条例の改正で本人の委任による代理人をくっつけた形になりますので、いわゆる範囲としては先生おっしゃるように、今までより本人が委任した代理人のところがくっついておることなんで、これで見るとはちょっと実情はあれですけども、範囲のところは広がっている。請求権の対象が広がっておるということに、これはこれでいうと受け取る。それがどういう形になって実情どうなるかあれですけども、一応これで見るとはその分が追加されておることですのでございます。広がっておるかなということですよ。

○委員 奥田信宏君

未成年者または成年被後見人の法定代理人とあるんですが、例えば私が今までですと、例えば同じ住民票、あるいは同じ戸籍に入っている人ですと、今まで法定代理人には基本的にはならないかな。同じ家族の者であるなら、今までも多分家族の例えば戸籍謄本をとろうと思うと、委任状くださいという話でしたよね、今まで。ところが、これは今度は代理人ということになると、これは誰でもとれるわけになりますよね。番号さえわかれば。

だから、逆にそういう話になると、番号さえ持っていれば誰のでも、誰がとりに来ても出せるというふうになるんですよ。

とりあえず具体的にちょっとお聞きをしないかと思ったんですが、どういう格好の委任状になるかちょっと別として、委任さえ受けて、番号さえ何番か合っていれば誰でもとれるという意味ですよ。この文書からするとそうなる。今度はそうなる。どうなるんですかね。

(「今まで親族とかね」の声あり)

そうそう。親族でも今まで委任状を持ってきてくれと結構言われていたのが、それがなくなって、番号さえあれば誰でもということになるんですかね。

本人の代理人であるという確認はどういうふうにするのかということ、番号を知っている知っていないだけの話になるのか、示す書類を提示ということになっている、多分委任状を出すんだらうと思うけれども。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の件でございますけれども、今回この条例改正に伴って文言の整理等も含めて、いろいろ今までにない番号法の施行によって、今まで条例上なかった文言とかそういうのを入れている部分がありまして、そこら辺のお話は第12条の開示請求権のところでございますけれども、うちのほうで実施機関が保有して管理しとる保有特定個人情報というのが、これ第12条の第2項の第2号に今回追加されます。

今までの文言につきましては従前の第1号のところの個人情報、自己に係る保有個人情報というお取り扱いでございますので、これは今まで従前の条例のところに定めているところの規定がここにスライドして、それに新たに保有特定個人情報の項目が条例改正上追加されたという形でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

国民一人一人に番号をつけるという行為がどういうことだということで、これを気持ちよく思う人はいないわけ、大体において。ここで言っても仕方がないけれども、国のほうが決めてくるので仕方がない。大体牛や馬じゃないんだからね、人間に番号をつけて管理するなんていうことは本来気分がよくないわけ、誰でもみんな。これ、ああうれしいと言う人はいないと思うね。自分の番号、何番になるんだろう、うれしいなんていう人はいない。何でそんなことするんだろうと、自分を番号化して管理されるなんていうことは、人間性の面からいったって、非常に不愉快きわまりないと思う人が多いと思うんですよ。

やることだから仕方がないと思ってやるんだけど、そこで、これをしなきゃいけないということについて、国のほうからずっと長い間、きのうきょうできたわけじゃなくて、長い間これの必要性、メリットということを言われてきてこういうふうな形になってきたと思うんですよ。

それは、私たち一般市民の立場でいうと、個人が持っているばらばらな情報を一元化することにメリットがあるという単純な説明なんですよ。それだけ単純なことでもないと思うけれども、まさしく国が全国民を1億何千万人も番号化して管理するというようなことは、本当に本来あってはならないことなんだけれども、それを統一することによって、煩雑な事務の解消だとか、あるいはまた不平等な税の納入を一元化することによって解消するだとか、本当に弱者対策だと生活保護を受けている人たちに対しても、情報の統一性を図るだとかいろいろなことを言われてきているんですが、それがどこでどのように統一性が図れるかということとはイメージとして湧かないんですよ。イメージとして私たちにはわからないわけ。

そのメリットについて、じゃ町というのはこの制度ができることによっての、まず第一に町としてはどういうメリットが、どういうことが都合がよくなるのか具体的にちょっとわからないんですよ。ただ事務が煩雑になったんで国がやれと言ったからやっているだけなのか、

この番号制ができたから、例えば今まであれとこれがうまくいかなかったんだけど、今度はこれによってメリットがあるだとか、都合がよくなるだとか、何か全然そういうものが感じられないというか、何になるんだろうという感じなんだけれども、実際に町のレベルでの皆さんが実務をやっている中で、この制度に対して都合がいい部分というのはどういうことなんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

実務的なお話でございますけれども、どうしても各いろいろな業務をやっている中で、個人の特定をするというのは非常に難しい場合は多々ございます。例えば私ども、私も去年まで税務課におりましたけれども、税務課の個人特定、いわゆる課税の前の準備作業というのはかなり結構きついものがありまして、個人の、例えば会社とかアルバイトでお勤めで、源泉徴収票、給与の支払い報告書、それが上がってきます。少ないアルバイト収入でも原則上がってきます。そうするとお1人様で何枚も源泉徴収票を蟹江町に頂戴するという、これ非常にありがたいことなんでしょうけれども、頂戴して、それを全部合算してその方の給与収入、給与所得として幾らかという計算をするんですけれども、その個人の特定をする際に、結構アルバイトの方が特に多い、散見されるんですけれども、生年月日とか、ご住所とか、時にはお名前の振り仮名が違っていたり、そういうことが多々ございます。

それで私どもは、その方が本当にどこのご住所のどの方かという特定をするために、いろいろ会社様のほうにご連絡したところ、もう会社はもう退職しとるという方もいらっしゃいます。生年月日が記入がないとかいろんなそういうところで、個人の特定をするために非常にかなり苦労しとるのが現状でございます。

今度、こういった番号制度で個人番号を住民の方におつけいただくということになりますと、その12桁の個人番号がわかれば確実に個人の特定ができるということが最大のメリットでございます。

ですので、原則それには会社様のほう、事業所様のほうの源泉徴収票の中に12桁の個人番号を源泉票の中に表記するような様式改正も控えておりますけれども、そういったところの個人番号が、確実にその方の番号がわかれば、きちっと個人特定が可能になるということで、これは蟹江町以外のどこの市町村もそうなんですけれども、税の面からいうとそういった状況でございます。

国税のほうですと確定申告等の関係で、そのほうの個人特定も非常に有効になると思いますけれども、何よりもまして有効になるのは、何万件と何万枚と毎年頂戴する源泉徴収票の個人特定なんかは、特に有効な業務の効率化につながる部分かと思えます。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

ちょっとすぐく基礎的なことをお聞きしたいんですが、これで10月から配布ということに

なっていますよね。どのくらい、100%ならもちろんそれは、100%、本来は当たり前の話なんですけど、いろいろ新聞等でもいろいろ言われ、行き先が何件ぐらい、全国でどのぐらいと
いろんなのが書いてあったりするんですが、蟹江でどれくらい、ひよっとしたら配布が
できない方がどれくらいあると予想はされています。

○住民課長 鈴木 敬君

今、奥田委員からもありましたように約5%ぐらい、全国平均ぐらい出るかと思
います。5%ほどが届かないんじゃないかなというところで、具体的に申しますと3万7,700人
だと申しますと、約1,800人、2,000人弱の方に届かないんじゃないかというよう
なところが……

(「何人だって」の声あり)

(「2,000人」の声あり)

○住民課長 鈴木 敬君

5%に対する、1,800人ぐらいです。

○委員 奥田信宏君

その中に、外国人登録法から住民票になりましたでしょう。ああいう方が一番非常にちよ
つと、そういう方と特定しては非常にまずいんですが、すごく探しにくい方がいっぱいある
んでないかと思われるんですが、どういうふうに蟹江まで、住民票だけ蟹江へ置いて、どこ
か行ってしまってみえられたとか、そういう方のは、これは全国的にそういうのを登録して探
すようになっているのか、それとも町は町で待っていなさいという話になっているのか、こ
ういうところの対応策は来ているんですか。

○住民課長 鈴木 敬君

一応マニュアルというか、事務処理要領みたいのがあります。とにかくそういった居所宛
所不明ですとか、居所不明については一旦私も町のほうに返ってくる形になります。それ
で当然のことながら転居しているとか、転出しているとかそういったことをその方の住所、
今どちらに見えるかということをしきりと探しますが、それでも判明できないということ
であれば、3カ月程度保管した後、一応そういう一定の処理をしまして、廃棄というよう
な形になりますという事務処理要領はいただいています。

○委員 奥田信宏君

機構かどこかに上げるんじゃないし完全に廃棄で、もう町のほうから消しますよという話
になるんですか。ナンバーですがね、当然。

○住民課長 鈴木 敬君

一応機構にはきちんとこういった方がとりに来てみえないというか、まだ渡って
いませんというような情報をきちんとお渡ししてやるということです。なので情報は共有
しています。

(「それ、住民票はそのまま残しておく」との声あり)

そうです。

○委員 中村英子君

今、浅野課長が個人の特定に便利であるという話がちょっとありましたよね。税の關係に關して。

これは税だけじゃなくて、ほかのところでもあるのかちょっとわからないんですけども、特定しにくいというのは、従来でしたらパーセントからいえば、どれぐらいのパーセントで特定しにくい人というのがいるんですかというのがまず1つですけども、質問の。

それから、国のほうのことはまだこのおいおいしかわかってこないんですが、災害があった場合に、東日本大震災という災害があって役所も職員もかなりダメージを受けてしまったと、それでそこの住民記録も紛失しちゃったと、だから非常にその災害の後にその整理収集ということで難しいという報道があったんですけども、この番号ができた場合、こんなことあってはならないですけども、ある市町がそういうことで本当に壊滅状態に役所もなっちゃったと。そのときにはその個人情報は今言ったように国のほうは番号だけを管理しているのか、住所氏名を管理しているのかちょっとよくわかんないんですけども、これはフォローできるというような考えでいいんですかね。

これは国のほうのデータがあればそういう状況は起こり得ないと、例えばある村や町が壊滅状態になったとしても、このシステムがあるから、どここの市町にはどういう人がどれだけ住んでいますよは別に心配ないというふうに思ってもいいものなのかどうなのか、そこまでのことではないのか、どういうふうですかね、その辺は。

○総務課長 浅野幸司君

まず、特定しにくい方というもののパーセントなんですけれども、ちょっとそれは具体的にはちょっとこの場では申し上げられない。かなり税のほうですと毎年かなりございます。結構簡単な振り仮名の間違いとか、簡単なすぐに判別、生年月日が1日ずれとるとか、年が1個ずれとるとか簡単なものから、これ本当うちにいらっしゃる方かなという非常に際どいとか、難しい不突合の方とかいろいろございます。ですけども基本的にはかなりございます。まず1つ。

もう1つ、災害時のデータの個人情報の關係のお話なんですけれども、実は蟹江町もそうなんですけども、多分ほかの市町村もそうだと思いますけれども、定期的に今は自庁の中だけのいわゆるサーバー、電算室の中のところで個人情報をそこだけで持つという時代じゃなくて、ほかに遠隔地のところで、東日本大震災以降の動きとして、ほかの遠隔地でもって定期的にデータをそちらのほうに送って保管しとるという状況を今実はつくっております。

蟹江町の場合もそういう、蟹江町、特に地理的にそういう水害の關係も非常に高こうございますので、定期的に遠隔地のところで町の大事なデータのほう送りながら保管しとる、そういう現状でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

ジップのほうでも持っているんですかね、これは。ジップのほうには全蟹江町のデータの、この電算業界にはこの個人情報番号も結局は保有機関として提供するわけですよ、蟹江町は、そのジップやそういうコンピューター会社には。

○総務課長 浅野幸司君

原則、保有特定個人情報実施機関が持つとる情報でございますので、時にはその委託会社様のほうでいろんな処理をするときに、今も実はそうなんですけれども、非常に情報のセキュリティー上いろんな届け出を必ず出していただいて、実際そのデータを必ずお戻しいただいたりしまして、紙ベース化したのもしかりそうですけれども、そういった形でしっかりと今情報管理をしております。

保有個人情報につきましても、自庁内でもし職員が処理できないような部分につきますと、やはりそういう業務については業務委託をせざるを得ないときも出てくると思います。ですけれども、それはあくまでも保有実施機関は蟹江町でございますので、町がしっかりと担当のほうで管理しながら委託部分のほうをしたいというふうに考えております。

○委員長 松本正美君

そのほかございますか。

○委員 安藤洋一君

ちょっと的外れな質問だったらごめんなさい。

この番号を民間の企業なり組織なりが手に入れても、何の役にも立たないよというようなものなんですかね。行政が持つておるからこそ行政のサービスに使えるんであって、民間が手に入れても何の、例えば行政のサーバーに忍び込んでその番号を利用して盗み取るとかというそういうことは一切できない。それから会社の利益のためにその番号を利用してたくさん情報を引き出すとか、そういうことは一切できないよというようなものと考えとっていいんですかね。

○総務課長 浅野幸司君

委員のご指摘のところ、今非常にそこら辺のセキュリティー、情報のデータの関係のセキュリティーが非常に問題になりますけれども、これにつきましては、個人のいわゆる年金機構の件もありましたけれども、個人情報の漏えいというのが非常に問題になっておまして、いわゆる成り済まし、本人にかわった成り済ましの使用とか、そういうのが出てくる可能性もあります。

会社側として12桁の番号を、従業員の方の番号をそれぞれご確認をされながら、例えば源泉徴収票の部分にその番号を打ち出したり、そういった源泉徴収簿みたいな、会社側の帳簿のところそういう番号で確認、管理されたり、そういうことが出てまいります。

ですので、その12桁の番号を会社のほうが、どなたか個人じゃないその本人、従業員じゃ

ない方の番号を仮にとられても、その番号でもって仮にデータをやりとりする場合、市町村とか国にデータをやりする場合、必ずお名前の不突合とか、そこら辺でセキュリティーがかかってきますので、そこら辺のところのやりとりは多分制御されるんじゃないかなと思うっております。

以上でございます。

○委員 安藤洋一君

万が一そういう犯罪的なことをやった場合の罰則というのは、もう既にでき上がっておりますでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

罰則につきましては、非常に今までの罰則と比べてかなり厳しくなっております、厳しい罰則を設定しまして、強化しまして、そういうふうにはやっちゃいかん、やられるケースはないと思いますけれども、もしやった場合の強化はかなりされております。

○委員長 松本正美君

そのほかございませんか。

○委員 水野智見君

条例の改正の中の11条の2に、特定個人情報保護評価というのがあるんですけれども、蟹江町の情報公開・個人情報保護審査会の意見も聴くと書いてありますけれども、これはどういった場合に施行されるのかということと。あと審査会のメンバーとか云々はどういうふうになっているのかということを決まっていれば。

○総務課長 浅野幸司君

第11条の2のところ、こちらのほうは蟹江町情報公開・個人情報保護審査委員会条例というのが平成15年に制定されておまして、委員の方は3名でございます。こういったところでいろんなご審議、ご審査をいただくもの機関として平成15年に既にできておまして、今実施運用をしておる次第でございます。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

そのほかございませんか。

○委員 飯田雅広君

まず、セキュリティーのことでちょっとお聞きしたいんですけれども、年金機構がああいう情報を漏らしたときというのは、何かメールが届いて、変なメールだったということなんで本当は開いちやだめだったんですけれども、職員の方が開いてしまったと。それで、おかしなものだというのがわかった時点で、LANを遮断すればよかったのをそのままにしまったと。さらに上司に報告するのがおくれてというふうで、ああいう状況になったというふう聞いていますけれども、これが今までも何かしらそういう準備というのはされている

と思うんですけれども、これが新たに始まるということで、新たに職員の方にこういった悪意のある方が侵入してきた場合の研修ですとか、そういったものというのは、また新たにやられる予定とかというのはどうなっていますか。

○総務課長 浅野幸司君

委員ご指摘の日本年金機構の関係、非常にこれ大きな問題でございまして、体制的に私もちょっと蟹江町のデータの保有の管理上の体制はどうかということで、いろいろ担当からいろいろ確認しまして、現状としては、日本年金機構の場合は、職員がアクセスしたところで変なウイルスにかかって、そこで本当の実データのところに行っちゃったということなんですけれども、私どもの場合は別々にそういった外に出てくる、これも非常にかなり狭まれたところの回線でもってインターネットとかそういうのを見るんですけれども、そういうところとは別のところで住民の方の情報、税情報とか住基情報というのを管理、別のところで管理しておりますので、そこからくっついて漏れることは原則ございません。そういう管理をしております。

もう一つ、職員の研修の関係も、実は国のほうからそういう話を既に研修計画等を整備しろということで出ておりますので、町としましては折を見て、一般職員に対しての情報管理の適正な管理をするようなところの意義も含めて、研修をやる予定で考えております。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

副委員長、ちょっとかわっていただいてよろしいですかね。1問だけ質問させていただきます。

○委員 松本正美君

22ページの特定個人情報ファイルの保有に関する事前の通知というところなんですけれども、ちょっとわからない部分があるものでお聞きしたいんですけれども、今、若い人もそうですけれども、若い人から高齢者まで携帯電話や機器を使ってみえる方はかなり多いわけなんですけれども、その機器の中に割り振られた端末であるIDなどの一部のそういった情報について、個人情報であるのか否かということもちょっとわからない部分があるんですけれども、もし個人情報であれば、事前のこの通知がやっぱり要るようになるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○総務課長 浅野幸司君

先ほどの委員のお話で個人情報になるかどうかというところの判断なんですけれども、個人情報というのは原則その個人が特定されるいわゆる情報のところを個人情報というという定義がございまして、携帯電話等のところの個人が持ってみえるいろんな友達同士のいろんなやりとりのメールの内容とか、そういうのも実際個人情報に属するかどうかというような、

ちょっとそこら辺の判断が非常に難しいんですけども、原則その個人が特定できない情報については、この条例等法的な面からも除外でございます。

以上でございます。

○副委員長 安藤洋一君

よろしいですか。

じゃ、お返しします。

○委員長 松本正美君

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

この蟹江町の個人情報の条例の一部改正ですが、この一部改正については国民一人一人に特定の番号や事務所などに散在するさまざまな国民の個人情報を個人番号によって名寄せ、照合することを可能とする行政などがそれらの個人情報を活用する制度です。いわゆるマイナンバーで管理される個人情報は社会保障、税、災害の3分野の98行政事務です。また政府や産業界は対象情報の拡大、カード利用の拡大を狙っています。

また、さまざまな場面でマイナンバー記載が義務づけられ、番号の管理という負担がふえる一方で、生活上のメリットはほとんど感じられないと思います。

マイナンバーの本当の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押しつけるものです。

情報流出事件が相次いでいますが、政府は対策をとっているとありますが、人間がつくり運用する以上、100%安全ではありません。このマイナンバーが悪用される場合もあります。

また、制度導入に3,000億円以上の税金が投じられ、維持管理費も多額です。中小企業などにも重い負担がのしかかってきます。実施を中止して、住民生活に何ら支障はありません。

このように莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野で業務の効率化、適正化を図り、住民の利便性を高めるべきだと思います。

よって、マイナンバーの施行のための蟹江町個人情報保護条例一部改正をする条例には反対をいたします。

○委員長 松本正美君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

私は賛成の立場から討論させていただきます。

もともと平成15年に蟹江町個人情報保護条例というのが施行されていまして、それに伴い今回行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い必要なものだと思いますので、私は賛成いたします。

○委員長 松本正美君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決をいたします。

議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

補足説明のほうはございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 飯田雅広君

料金のことなんですけれども、全員協議会とかで以前話があったかもしれないんですけれども、2,100円というのはどういう設定、どういうところから持ってこられた設定金額ですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

こちら1時間につき2,100円でございますけれども……

(「2時間」の声あり)

すみません、2時間につき2,100円ですけれども、こちら蟹江中学校の1時間当たりの照明が2,100円となっており、また2時間に換算しますと4,200円ということになっております。

また、体育館、屋内でございますけれども、体育館なんかの使用料も勘案しまして、体育館ですと約半分、面積952平米で3時間当たり3,780円ということになっておりまして、2時間当たりに換算しますと2,520円ということでございまして、町の蟹江中学校のナイターに合わせた格好にさせていただいております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

ほかのところ、ほかのところというか民間のそういうフットサル場とかを見ますと、土日祝で時間を分けたりとか、例えば土日祝1時間で1万円とか、あと平日、昼間は6,000円から8,000円とか、そういう感じで設定されているところもあつたりしますし、あと蟹江町は今2つフットサル場ありますよね、宝のほうと、あとその中電のところ、あのあたりも金額的には大体6,000円から1万円ぐらいの間になっていますので、その辺の周りとの、これの2,100円は町の規定から持ってきているというお話ですけれども、その周りとのいろんな兼ね合いとか、マーケティング的なものというのは、じゃ特にはされていないということですよ。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問に答えさせていただきます。

蟹江町内には、委員さんが言われましたように、民間のフットサル場が2つございます。大海用のほうと、あと水明台のほうにございます。大海用のほうでございますが、こちらのほうは屋根がついておりまして、日中は1時間4,200円、土日、夜間が7,350円という金額でございまして、水明台につきましては屋根なしでございます。こちらのほうはビジターとメンバーといったような区分けがされておりまして、ビジターにつきましては、日中1時間で8,400円、夜間は1万500円、またメンバーにつきましては、日中は6,300円の夜間が8,400円ということで、今回うちのほうが設定をさせていただきました2,100円とは相当金額が高い

ようでございますけれども、こちらのほうにつきましてはボールを貸し出したりだとか、ピブスを貸し出したりとかといった付加価値をつけて、金額のほうの設定は高くなるとというような状況でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

料金のことでないんですが、ちょっと関連して申し上げるんですけども、こういう町の施設はこうやって1時間幾らで貸しますので、使っていないときは閉鎖しているという状態ですよね。テニスコートもみんなそうなんですけれども、ですけども平日とか利用していないときに、例えばですよ、お父さんや子供がボールを持って希望の丘に遊びに来たと、そこをボール蹴ったりしてフリーに遊んだりとか、そういうことするような施設にしていけないと、本当に専門にやる人だけで使ってくださいではなくて、ちょっとそういう利用の仕方も考えたらいんじゃないかなと思うんです。

テニスコートとかああいうのは事務所から離れて独立してあるところなので、ああいうところをオープンにしといて使ってくださいということは言えないと思うんですけども、ここは管理事務所が常時議会事務局長を初め何人かあそこに常駐しているところでありますので、やっぱりお父さんとか子供とか家族で遊びに来た人がボール蹴ったりして遊ぶというふうにしていかないと、今ボール蹴って遊ぶところというのもないんですよ、町内にほとんど。公園ではボールは蹴ってはいけませんとか、ボールを投げてはいけませんとかね。

本当に子供の成長の環境を考えると、やっぱりそれもあわせて同時に考えて、有効活用したほうがいいと思うんですけども、どうですかね。そういう考え方はお持ちではないですか。あくまでも管理して使うときに何時間でやらせるというやり方ですけども。

○生涯学習課長 伊藤保光君

自由にボールを蹴ったりだとか、ボール投げをしたりだとかいったようなご質問でございますけれども、運動施設、有料となっておりますので、そういったところ全面的にフルオープンとなりますと、お金を負担していただく方との差別化というところがございますので、それにつきましては登録をいただきまして、お金を払っていただき、施設を確保していただきたいということでございますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○委員 中村英子君

だから、そういう従来の考え方で縛らないよという話を今しとって、子供たちの環境ということを考えなきゃいけないの。やっぱりお父さんやお母さんと希望の丘に遊びに来てくださいと、芝生の上はいけませんよと、こっちでボール蹴ったって、利用していないときにそんなことぐらい、子供たちに対してですよ、子供はお金を払う対象じゃないじゃないですか。

だから、やっぱりちょっとでもそういうふうに使ってもらおうというかにしないといけない

と思うんですよ。だからそういうふうに考えてくださいということを言っときます。子供の遊び場は本当はないんですよ、今。だからそれはお金を使う人との差別化というけれども、専門的にそういうところを借りてスポーツとしてやる人と、家族でそこへ遊びに来た人は使ってくださいぐらいのことはやっても罰が当たらないの。サービス精神を持ってもらいたいの。

だから、そういうふうに物事を考えてやってもらいたいと思いますよ。遊びに来た人が別にいいじゃないですか、ボール蹴ったりしてね、親子で、家族で遊んでもらうということを、そういうふうにするように段取りしてください。

○委員長 松本正美君

そのほかないですか。

(なしの声あり)

それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定します。

次に、議案第48号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○政策推進室長 服部康彦君

すみません。少し補足をさせていただきたいと思います。

今回の議案のほうの3ページ、4ページを見ていただきますと、新町名が南何丁目と表記がしてございます。この南という名称につきましては8月18日に開催をしました町界町名設定推進委員会において、地元のほうからアンケートをとられた要望書が出てきております。その要望の一番多かったものを委員会として決定をさせていただきました。なお2番目に鍋蓋という名称がございました。こちらのほうについても親しみのある名称ですので、委員の中からはこれについては町内会名で今後とも続けてほしいという要望があったということだけ申し添えをさせていただきますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 水野智見君

質問というかちょっとお尋ねするんですけども、今回南1、2、3丁目にかわっているんですけども、主要地方道の蟹江飛島線から上ノ割とか方向的には西のほうは変わっていないんですけども、これはまた蟹江新田とか云々のほうと一緒に名義変更されるということだと思えるんですけども、時期とかなんかが決まっていれば。

○政策推進課長 黒川静一君

委員の言われるとおり西尾張中央道より西側につきましては、今回の区域の設定区域とはまた別になりますので、その西側のところの区域をやるときに、また地元のほうから要望等が出てきたときに実施をさせていただくということになります。

こちらのほうにつきましては、今のところ現状としては動きはございません。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

ちょっと1つだけお聞きをしておきたいんですが、実を言うと私、今、平成20年と23年のを持ってきているんですが、この今4ページ目を見ていただくと大字蟹江本町字栄花野、それから吉左エ門裏が、これが川の前の町界町名の区域の中では川の中、これ一部入っているんだ。

それで、鍋蓋の外新田では今回入れてありますよね。外新田では入れてあるんですが、栄花野とこの辺が入っていないのは、これは将来的にやる予定なのか、この辺はどういう、私はこれ前見たときに当然入るだろうと思ったので、これ入っていなかったの、その辺の考え方だけちょっとお聞きをしておこうと思っています。これ、吉左エ門裏側の今の南2丁目、県道から北のほうが吉左エ門裏がたしかあって、それからその下が栄花野ですよ。多分そうなっていると思う。

そこまで、実を言うと前のやつは全部入っているんです。川の中で切れています。何だったら見てもらってもいいです。

これね、ということは蟹江川の中でも個人の、日光川なんかは特に個人名がいっぱいあるんで、入っています、前のときは入っています。

○政策推進課長 黒川静一君

吉左エ門裏とかそこら辺の部分につきましては、ちょうど川の真ん中あたりのところで今回区分けをさせていただきまして、実施をさせていただいております。そういった関係もありまして、今回北の部分につきましては、この今回の区域とはまた別の上部の北の区域のところのやる場合のときの範囲とさせていただきたいというふうに考えております。

○委員 奥田信宏君

違う、違う、上部って川の反対側は舟入でしょう。

(「だから、やる時ないんじゃないの」の声あり)

違う。だから、もう舟入という名前になっちゃっているんじゃないか。それで聞いたんだもん。

だから、この栄花野のところ舟入は入っているか。舟入が入っているなら私は問題ないと思っているけれども、舟入は入っている。

(「若干入っている」の声あり)

舟入が入っているなら問題ないと思うけれども。違う。

(発言する声あり)

○政策推進課長 黒川静一君

栄花野のあたりのお話かと思えますけれども、こちらのところにつきましては、番号でいきますと18番の区域、鹿島とかそちらのほうの区域のほうに入ってきますので、そちらの関係になるかと思えます。

○委員 奥田信宏君

そういうことか。舟入ははいる。こっち側か。そうか、ごめんごめん。はい、わかりました。

○委員長 松本正美君

そのほかはないようですので、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第48号「字の区域の設定について」は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願いますようよろしくお願いいたします。

これで、総務民生常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。大変にありがとうございました。

(午前10時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美